

自立支援の基盤を整える小学生への学習支援

－(公財)日本ライオンズの寺子屋事業－

(公財)日本ライオンズ 契約社員 鈴木 重男

自立支援 小学生 学習支援

1. はじめに

(公財)日本ライオンズ(小野寺眞悟理事長)は、「青少年に夢と希望、被災地に支援を」をテーマに、児童養護施設に処遇されている小学生への学習支援・寺子屋事業、全国特別支援学校フットサル大会の開催事業、地震等の子供の被害救済を図る緊急事業の三事業を行っている。当法人は、令和2年2020年5月一般財団法人日本LCIFとして設立し、令和5年2023年11月公益財団法人日本ライオンズとして公益化認定された。

(公財)日本ライオンズの寺子屋事業は、児童養護施設(以後、「施設」とする。)の小学生を対象に、将来、各児の能力を最大限発揮して安定した地域生活を送ることができるよう、基礎的な学力を身に付ける学力面において支援することを目的とした助成事業である。

寺子屋事業は、令和3年度に寺子屋モデル事業(毎月3万円の助成)を開始し、令和4年度から毎月4万円を助成する事業として本格実施した。助成金の原資は、主に(公財)日本ライオンズの役員の寄付によるものを充てた。

寺子屋事業は、現在(2025年12月)、北海道6施設、東北3施設、関東5施設、中部5施設、関西6施設、中四国2施設、九州4施設、合計31施設で実施している。

本論は、(公財)日本ライオンズの寺子屋事業の概要等を整理し、今後のより良き改善を行うために日本児童養護実践学会会員各位のご指導を得るために報告するものである。

2. 寺子屋事業の実施の状況等

(1) 令和3年度(令和3年7月～令和4年6月)の寺子屋モデル事業

寺子屋モデル事業は、新型コロナウイルス感染期の最中、認定NPO法人Kacotam(代表 高橋勇三氏)に依頼して札幌市内3施設、室蘭市内1施設の小学4年生から6年生12名に対して、1年間、学習支援者(以後、「支援者」とする。)9名で原則週1回、60分間程度の学習支援を行うこととして実施した。なお、対面指導ができない場合は、オンライン指導に切り替えるなど柔軟に実施した。

① 事業の評価の方法等

寺子屋事業の評価は、毎月の活動報告書(指導・支援の概要と指導者数、指導回数)及び3ヶ月間に一度の成果報告書(対象児の学習等の変化の概要と指導者数、指導回数)並びに4

児童養護施設からの事業評価を実施して整理することとした。また、併せて認定 NPO 法人 Kacotam からの事業への評価も実施した。

② 児童養護施設の評価

令和 3 年度に実施した寺子屋モデル事業への 4 施設からの評価結果は、次のとおりであった。

支援者の子供への対応は	とても良い (4/4) 良い () 普通 () 悪い ()	・勉強以外にも、いろいろな話をしてくださりありがたい。 ・子供は、優しく勉強を教えてくれて分かりやすいと喜んでいる。 ・意欲的に学習に取り組んでいる。
学習支援の時間は	現状のままでよい (4/4) まだ長くしてほしい () より短くしてほしい ()	・集中できる時間である。 ・子供のペースに合わせて、60分以内で取り組んでいる。 ・負担なく行えている。
子供の学習等の成長は	とても満足している (1/4) 満足している (2/4) 普通 (1/4) 満足していない ()	・学習ボランティアのみで満足している様子があるので、勉強に意識が向いていない。 ・学習時間が定着でき、落ち着いて学習に取り組めるようになった。 ・が作興での成績が好成績である。
小学生を対象にした本事業について	・小学生に学びの場を与えていただき、とてもありがたく思っています。 ・小学生から勉強に力を入れていくと、将来的にも良い方向へ行くと思うので継続したい。 ・とてもよいと思います。 ・個別に教えられる機会が不足していたので、とても満足している。	
本モデル事業の効果について	・学力の向上と学習成績の定着を目標におこなっているが、少しずつ効果が得られてきている。 ・勉強に対する意識が確実に向上している。 ・学習に意欲的であるが塾の活用にはハードルが高いと感じている子供には、大変に良いと思う。 ・学習意欲の向上を図ることができた。	
本モデル事業の改善について	・特別支援学級の児童に対して、どのように支援していくかが課題であると思う。 ・改善点は特にない。(同様意見 3)	
本モデル事業全般について	・このまま継続して頂きたいと思っている。 ・是非、このまま継続して頂きたい。 ・子供の基礎学力向上にはとても良いと思う。 ・楽しみながら学力の向上を図ることができた。	

また、認定 NPO 法人 Kacotam からの事業評価として、本格実施に際して特段の留意を図ることとして、子供達に安定的・継続的にかかわるため、同じ支援者が子供一人一人に向き合った中で、子供達を丸ごと受け入れて、学習支援するような体制が何よりも必要とのことと、助成額は毎月 3 万円ではなく、4 万円(週当り 1 万円)とすることにより、支援者の移動や経費として使用できるとともに、子供の個々の状況の応じたきめ細かな教材等の購入が可能との評価を踏まえて、令和 4 年 2023 年度から本格実施を行うこととした。

寺子屋事業の本格実施では、毎月 4 万円(週当り 1 万円)の事業単価とすることと共に、事業開始時に教材等購入準備として 2 万円を付加し、年間の 1 施設事業の年間単価を 50 万円の助成を行うこととした。

(2) 令和4年度(令和4年7月～令和5年6月)の寺子屋事業の本格実施

寺子屋事業の本格実施に当たっては、児童養護施設小学生へのモデル事業を実施した「認定NPO法人Kacotam」に加え、仙台市内の児童養護施設で学習支援を行っていた「NPO法人セイブアライフ」及び長野市等の児童養護施設で学習支援を行っていた「NPO法人ITサポート銀のかささぎ」、飯能市で学習支援を行っていた「NPO法人こどもエコクラブ飯能W」を寺子屋事業の委託事業法人とした。

このことにより、令和4年度は、北海道地区4児童養護施設、東北地区2児童養護施設、関東地区2児童養護施設、甲信地区4児童養護施設、合計4NPO法人が実施している12児童養護施設の小学生への学習支援を実施することができた。

この4法人の他にもいくつか児童養護施設で学習支援を実施していたNPO法人等があったが、当該寺子屋事業は、所定様式による「毎月の活動報告書」及び「3ヶ月に一度の成果報告書」の提出を義務付けていることから、この条件での事業委託を受けることはむづかしいとして契約には至らなかった。

① 寺子屋事業契約書

寺子屋事業の契約において、次の内容の事業契約書を取り交わし、相互に寺子屋事業の質を高める工夫をした。

寺子屋事業に関する契約書

公益財団法人日本ライオンズ(以下「甲」という。)と●●(以下「乙」という。)は、甲乙間で別途合意した児童養護施設(以下「本施設」という。)に入所している小学生への学習支援を行う寺子屋事業(以下「本事業」という。)に関して、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (学習支援)

1. 乙は、本事業のパートナーとして、本施設において、本施設に入所している小学生に対する学習支援を行う。
2. 前項の学習支援においては、原則として、3名の小学生あたり1人以上の学習指導員を訪問させて、週1回・1～2時間程度を行うこととするが、その指導内容・人数・スケジュール等は、乙及び本施設の状況に応じて、乙及び本施設の施設長と協議の上で決定する。

第2条 (報告書)

乙は、毎月の活動報告及び四半期毎の成果報告として、甲が別途定める期日までに、甲所定の「活動報告書」及び「成果報告書」を作成して甲に提出する。

第3条 (学習支援運営料)

1. 甲は、乙に対し、第1条の学習支援を実施する運営料として、毎月4万円を支払う。支払期日は甲乙協議の上、乙の指定する銀行口座に振込み支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。
2. 甲は、乙に対し、前項に定める学習支援運営料に加えて、衣服費相当額として、2万円を支払う。支払期日等は甲乙別途協議して定める。

第4条 (遵守事項)

乙は、第1条の学習支援を行うにあたり、以下各号を遵守しなければならない。

- ① 小学生個々の基本的人権を尊重すること
- ② 小学生個々の学習等の状況を踏まえて、誠実かつ親切丁寧に学習指導すること
- ③ 小学生に対しパワーハラスメント及びセクシャルハラスメント等のハラスメント行為並びにそれに該当すると誤解されるおそれのある行為をしないこと
- ④ 小学生を貶める罵詈雑言等の発言を行わないこと
- ⑤ 甲の「選考委員会規程」にて定める選定基準に違反しないこと
- ⑥ その他、法令に反するおそれがある言動を行わないこと

第5条 (解除)

甲又は乙が以下各号のいずれかに該当した場合、相手方は、本契約を直ちに解除することができる。

① 本契約に違反し、相手方が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、違反状態が是正されなかったとき

② 本契約に重大な違反が生じたとき

③ 経済的状況が著しく悪化し、本契約を継続することが困難と相手方が判断したとき

④ 犯罪行為又は公序良俗に反する行為をしたとき

⑤ その他前各号に準じる本契約を維持し難い重大な事実が判明したとき

第6条（信義誠実義務）
本契約に定めのない事項等は、関係法令及び信義則に基づいて、甲及び乙の協議により決定するものとする。

第7条（自動更新条項）
本契約は、契約締結日から1年間有効とする。ただし、契約期間満了の1か月前までに、いずれの契約当事者からも異論がない場合には、本契約と同一の条件でさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都中央区京橋一丁目2番4号八重洲ノリオビル5階
一般財団法人日本ライオンズ
理事長 不老 安 正 ㊞

乙

② 事業の実施と施設長等の事業評価

令和4年度は、北海道地区4児童養護施設、東北地区2児童養護施設、関東地区2児童養護施設、中部地区4児童養護施設、計12児童養護施設の小学生を対象に寺子屋事業を展開した。また、当該寺子屋事業に対しての記述による評価を各施設長に依頼した。次は、その記述評価の抜粋である。

○児童養護施設 A

様々な家庭の事情があり児童養護施設に子ども達はやって来ます。生まれ育ってきた家庭は子ども達の大切な宝ものであり掛け替えのないものですが、そこでの生活は必ずしも子ども達が望んでいたようなものではない場合もあります。学校に行きたい、勉強をしたい等考えていても、それがままならないこともあります。

私たち施設職員は、子ども達に安心できる安定した生活環境を提供できるよう努めるとともに、将来の自立に向けて支援していますが、そんなときに大きな力になってくれるのが学力です。子ども達が学習する習慣を身につけ、豊かな学力を手に入れることで、明るい未来を築くための助けとなり、将来の選択肢を増やしていくことに繋がるものと考えています。

寺子屋事業は、当に、子ども達の未来を拓く大きな力になるものと信じています。

○児童養護施設 B

児童人口が全国的に減少する中で、社会的養護が必要な児童数は、これからもしばらく変わらないという予想があります。児童相談所への虐待相談件数は年間20万件を越え、増加し続けています。施設に入所する児童の被虐待経験の割合は65%超にもなっています。

また、2017年の「新しい社会的養育ビジョン」の発出により、社会的養護は里親優先（家庭養育優先）の方針がとられており、その結果、施設養育の児童には多くの課題を抱えた高齢児（小学校高学年～中学生など）が増えています。

施設では必然的にこれらの児童の進路を見据えた学習指導の充実が求められています。

心に傷をもち、なかなか学習に集中できない児童は集団での講義受講型の学習が不得手なことが多く、指導には、寄り添い型の丁寧な個別指導と、安心して過ごせる大人や仲間

と共につくる学習環境が必須です。

「寺子屋事業」は、施設のこのような児童たちにふさわしいものと大いに期待をしています。

○児童養護施設 C

当施設は、小学生を対象にしてタブレット端末を利用した学習支援を実施して頂き感謝しております。松代福祉寮は学習支援を色々工夫して実施していますが、基本的な学習習慣が身に付いていない為、苦手意識が高い子が多く、また個別学習が必要な子などいます。そうした中でタブレット学習は、子どもたち1人ひとりの学習支援において、大切な取り組みであります。コロナ禍により学校でもタブレット学習が身近なものになってきましたが、この学習支援は平成27年度より、先駆けた支援であり、子ども達に定着しつつあります。

特に、タブレットで一問一答形式のゲーム感覚で取り組むことができ、その場ですぐに正誤結果が出るので、子ども達にわかりやすく集中して取り組めます。また、以前の学習履歴がデータで残っていて自分で比較することができたりするので、継続した学習にもつながっています。

何より、学習だからと言って身構えることなく、楽しい気持ちで取り組むことが出来るよう銀のかささぎさんが工夫してくれるおかげで、子どもたちも毎回タブレット学習の時間を楽しみにしています。また現在、取り組みを始めているオンラインを使った交流等は貴重な体験です。

今後デジタル社会が進む中で、小さい頃からタブレットを使った様々なツールを体験する機会を設けることができることは、子ども達の将来にも、大きな影響を受けていくと思っておりますので、今後も、ぜひ続けていってほしいと思っています。

(3) 令和5年度(令和5年7月～令和6年6月)の寺子屋事業の実施

令和5年11月、公益財団法人として認可されたことに伴い、寺子屋事業の公益性、公平性を担保するため、事業協同パートナー及び児童養護施設を選定する選考委員会を開催して、選考委員会規定に示された同規定第6条及び第7条に示された基準に合致するかを審議することが、(公財)日本ライオンズ定款に記載された。

① 寺子屋事業「選考委員会規定」

選考委員会規程

第1条 (目的)

この規程は、公益財団法人日本ライオンズ(以下「この法人」という。)が行う、児童養護施設に入所している小学生への学習支援を行う寺子屋事業に関して、協働する団体(以下「パートナー」という。)及び学習支援を行う児童養護施設(以下「支援施設」という。)の選定にあたって、選考委員会(以下「委員会」という。)の構成及び運営、並びに選定の基準及び方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 (任務)

委員会は、理事会の諮問に応じ、パートナー及び支援施設の選定に関する事項を審議する。

第3条 (構成) 割愛

第4条 (委員長及び副委員長) 割愛

第5条 (運営)

1. 委員会は、必要に応じて委員長が随時招集する。
2. 委員会の議決は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって決する。
3. 委員は、自己が申請者又は協力者である場合その他特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。
4. 委員会は、適当と認める者に対して、参考人として委員会への出席を求め、資料の提出、事案の説明、意見の陳述その他の必要な協力を求めることができる。

第6条 (パートナーの選定基準)

1. 委員会は、以下に定める基準に基づき、パートナーを選出する。
 - (1) 委員会は、以下の全ての要件を満たす団体を、パートナーとして選出する。
 - ① 法人格または当該児童養護施設と信頼関係のある任意団体とすること
 - ② この法人が別途定める「寺子屋事業実施要項」を理解し、同要項に定める本事業の理念・目的に賛同し、甲の指導方針、「パートナーの役割」に規定された各事項、その他一切の規定を遵守することが見込めること
 - ③ 子どもたちへの学習支援を通じてこの法人が有する理念を実現することができること
 - ④ 寺子屋事業として学習支援を行うにあたり、児童養護施設と適切に連携することを約束すること
 - ⑤ 寺子屋事業として児童養護施設に訪問して学習支援を行うにあたり、十分な人的体制を有していること
 - ⑥ 寺子屋事業として児童養護施設に訪問して学習支援を行うにあたり、十分な支援時間を確保すること
 - ⑦ 寺子屋事業として学習支援を行うにあたり、毎月の活動報告書と四半期毎の成果報告書を、この法人が定める時期までにこの法人に提出することを約束すること
 - ⑧ 団体に適用される法律等に違反することなく適切な組織運営がなされていること
 - (2) 委員会は、前号の選出にあたり、この法人の予算の都合から前号の基準を満たす全ての団体をパートナーとして選出することができない場合、北海道内で寺子屋事業を展開するという寺子屋事業実施要項記載のこの法人の目標も踏まえ、当該団体による活動地域等も含めて総合的に考慮して決定するものとする。
2. この法人は、委員会による前項の選出に先立って、以下各号を行うものとする。
 - (1) 団体の代表者と面談又は書面等による前項第1号に定める各要件に関する調査を行い、その結果を委員会に書面等で報告すること
 - (2) 団体が現在又は過去に学習支援を行ってきた児童養護施設の代表者と面談又は書面等による前項第1号に定める各要件に関する調査を行い、その結果を委員会に書面等で報告すること

第7条（支援対象の児童養護施設の選定基準）

1. 委員会は、以下に定める基準に基づき、支援対象の児童養護施設を選出する。
 - (1) 委員会は、以下の全ての要件を満たす児童養護施設を、支援対象施設として選出する。
 - ① 寺子屋事業実施要項を理解し、同要項に定める本事業の理念・目的に賛同し、「児童養護施設の役割」に規定された各事項、その他一切の規定を遵守することが見込めること
 - ② 支援の対象となる小学生が入所していること
 - ③ 当該児童養護施設に対して学習支援を提供することができるパートナーが存在する又はパートナーを希望していること
 - ④ 寺子屋事業として学習支援を受けるにあたり、パートナーと適切に連携することを約束すること
 - ⑤ 寺子屋事業として学習支援を受けるにあたり、寺子屋事業の事業評価を、この法人が定める時期までにこの法人に提出することを約束すること
 - ⑥ 児童養護施設に適用される法律等に違反することなく適切な組織運営がなされていること
 - (2) 委員会は、前号の選出にあたり、この法人の予算の都合から前号の基準を満たす全ての児童養護施設を支援施設として選出することができない場合、寺子屋事業実施要項記載のこの法人の目標も踏まえ、当該児童養護施設の地域性も含めて総合的に考慮して決定するものとする。
2. この法人は、委員会による前項の選出に先立って、以下各号を行うものとする。
 - (1) 児童養護施設の代表者と面談又は書面等による前項第1号に定める各要件に関する調査を行い、その結果を委員会に書面等で報告すること
 - (2) 児童養護施設が現在又は過去に学習支援を受けた団体がある場合、当該団体の代表者と面談又は書面等による前項第1号に定める各要件に関する調査を行い、その結果を委員会に書面等で報告すること

第8条（議事録） 割愛

第9条（理事会への報告及び決定） 割愛

第10条（委員の責務） 割愛

第11条（改廃） 割愛

② 事業の実施と施設長等の事業評価

令和5年度は、北海道地区4児童養護施設、東北地区2児童養護施設、関東地区3児童養護施設、中部地区5児童養護施設、関西地区1児童養護施設、中国四国地区1児童養護施設、九州地区1児童養護施設、計17児童養護施設の小学生を対象に寺子屋事業を展開した。また、当該寺子屋事業に対しての記述による評価を各施設長に依頼した。次は、その評価記録である。

○児童養護施設 A

各児童のレベルに合わせて指導して頂いており、勉強の遅れや、学習方法が分からない児童が、ボランティアの方と一緒に取り組むことにより、勉強方法を学び、分からない部分を理解する事が出来るようになってきている。他にも勉強の遅れを気にしている児童や、勉強をしているが結果が出ない児童も、自分で勉強できる範囲が広がり、テスト勉強なども自発的に出来るようになってきている。

自発的に行えない児童には、学習する時間を作る事で、少しでも学習を行う時間を作ることが出来、勉強の大切さに気付く事が出来る時間となっている。

施設として、今後も継続的に学習ボランティアを行い、児童とボランティアの方が長期的な関係性を築いていき、継続的な勉強時間を確保していきたいと考えている。また、今後は勉強以外のボランティア、体を動かすことや、文化活動のボランティアも積極的に受け入れていきたいと考えている。

○児童養護施設 B

児童養護施設の子ども達は、職員と個別で学習をする機会が少なく、宿題以外の学習まで手が回らない状態です。それは職員の多忙さだけではなく学習意欲が低い、集中力の継続が難しい、落ち着かない環境など様々な理由があります。

現在、寺子屋事業により、個別に近い環境で、じっくりと関わってくださっています。

宿題以外の教材もご用意いただき、嬉しかったのか施設に戻り、全て解いてしまった子もいました。英語の学習や座学以外の学習も取り入れて、子ども達の興味を引いて学習への参加の意欲を高めてくださっています。

施設の子特有の経験不足の解消にも繋がっています。そして、キラリと光る個性を見つけてたくさん褒めて下さるため、子ども達の自信にも繋がっています。今後も子ども達の成長のためご支援をよろしくお願いいたします。

○児童養護施設 C

様々な家庭の事情があり児童養護施設に子ども達はやって来ます。生まれ育ってきた家庭は子ども達の大切な宝ものであり掛け替えのないものですが、そこでの生活は必ずしも子ども達が望んでいたようなものではない場合もあります。学校に行きたい、勉強をしたい等考えていても、それがままならないこともあります。

私たちは、子ども達に安心できる安定した生活環境を提供できるよう努めるとともに、将来の自立に向けて支援していますが、そんなときに大きな力になってくれるのが学力です。子ども達が学習する習慣を身につけ、豊かな学力を手に入れることで、明るい未来を築くための助けとなり、将来の選択肢を増やしていくことに繋がります。寺子屋事業は、まさに、子ども達の未来を拓く大きな力になります。

○児童養護施設 D

この度、寺子屋事業による学習支援を受けるに至りましたのは、私どもがお預かりする少ない数の子どもたちに、学力的な課題があったためです。

子どもたちとの日々の関りの中では「学校の授業が分からない」「勉強が分からないから学校には行きたくない」などといった声を聞くことも多く、支援者として何ができるのかを常

に考えてきました。実際に、学習に困難さを感じている子どもたちの「意欲」の低さは顕著で、社会的養護を必要とする子どもたちの傾向であるようにも感じます。大学進学率については、全国平均が50%を超える一方で、児童養護施設出身者が約18%との調査もあります。大きな要因の一つとして「自信の欠如」があると私は考えます。

これまで私どもも、子ども一人ひとりの能力や発達段階に応じて、個別の学習時間を確保するなどの努力はしてきたものの、恒常的なマンパワー不足もあり、目に見える成果をあげることができない状況にありました。そのような経緯から取り入れた、IT学習支援には驚かされるものがあります。内容はゲーム感覚で楽しみながら学べるものとなっており、子どもの自信に繋がるスモールステップが特長として挙げられるかと思えます。これまでの成育歴などから、学習に対する自信がない子どもの「はじめの一步」としては有用な動機づけとなりそうです。補足になりますが、当該法人による学習支援は、平日の夕方をお願いしています。猫の手も借りたいこの時間帯にご協力をいただけることに、現場職員から喜びの声が上がっています。今後については、もちろん基礎学力の向上は期待していますが、それよりも子どもたちが学ぶことの楽しさを知る機会になればと願っています。

(4) 令和6年度(令和6年7月～令和7年1月)の寺子屋事業の実施

令和6年度(令和6年12月31日現在)は、北海道地区6児童養護施設、東北地区3児童養護施設、関東地区5児童養護施設、中部地区5児童養護施設、関西地区6児童養護施設、中国四国地区2児童養護施設、九州地区4児童養護施設、計31児童養護施設の小学生を対象に寺子屋事業を展開した。

令和6年からは、児童養護施設での学習支援を行う事業協同パートナーをNPO法人等と児童養護施設を運営する社会福祉法人にする2形態により事業を実施することとした。

実施形態1	児童養護施設に出向いて学習支援を行うNPO法人等をパートナー法人として依頼して実施する形態
実施形態2	児童養護施設を運営している社会福祉法人をパートナー法人として、家庭教師の雇用を依頼して実施する形態

令和6年度で3年間の事業が継続化しましたので、令和7年度に向けた事業改善評価を行うこととして、令和6年9月～10月にかけて中間事業評価を、「児童の変化」「寺子屋事業の成果」「寺子屋事業の改善」「その他要望」の4視点で18の児童養護施設の施設長に記述評価を依頼した。次は、4視点を整理したものである。

視点1「児童の変化について」

① 学習意欲の向上、子供の成長

どの施設においても良好な成果が報告されている。学習意欲の向上、興味関心の拡大、集中力の向上、指導・支援スタッフの方との交流の深化など、子供達が主体的・意欲的に学習に向かう姿が育って来ていると言えよう。こうした学習意欲の向上は子供達の学習への楽しみを醸成することにつながり、子供達の大きな成長として特筆できるものである。

②ICTの活用

タブレット学習に関してはソフトがアップグレードしたことにより、飽きずに楽しく取り組んでいるという報告があった。ICTを活用することで、子供自身が自習で進めることができるようになった。また、学校でタブレット学習にスムーズに取り組むことができていることも成果としてあげられる。

③学習スタッフとの人間関係

特に、形態2による事業を行う施設においては、一対一による学習が子供の長所短所を鑑みた指導となっており、学習スタッフが子供との交流を深めていく中で子供個々の得意不得意や学習進度に応じた指導が展開され、大きな成果をあげている。

視点2「寺子屋事業の成果について」

①子供個々の学習習慣の定着

本事業により、一人一人の子供が学習に意欲を持ち、興味関心の幅を広げ、それぞれに成就感や達成感を得ていることは大きな成果である。また施設外部の人達との交流が良い社会経験となり、他者への信頼関係の構築を促していることも同様である。

こうした学習習慣の定着は「私は～できる」ことにつながり、その自信は今後の学習面においても対人関係の構築においてもさらなる成長が期待される。

②学習支援の質的向上

施設内における子供個々への学習支援の困難さは、子供の実態のみならず、職員数の不足、対応する時間の少なさ等、物理的な制約があることが従来から指摘されていた。また、学習塾に通わせる場合は費用の問題もある。

本事業は、施設職員だけでは補い切れない学習面への支援を大きく前進させた点で有意義であり、子ども個々の状況に即した指導がきめ細かな学習支援につながっていると評価できる。このことは障害のある子供に対しても言えることであり、個別の学習指導が効果を上げている。

③施設職員の資質の向上

学習支援スタッフと施設職員の連携が深まり、子供に関して情報共有できることは子どもの現状評価や今後の指導目標設定に役立っているため、子供の理解・認識度合いが深まったといえる。施設職員も具体的な子供の学力への関心が高まってきた。「学習を楽しみにしている子」を増やしていくことが職員の目標にもつながっている。

視点3「寺子屋事業の改善について」

①対象範囲の拡大

現在は小学生を対象に事業が展開されている。これは学習意欲や学習態度の基本を定着させることに意義があるが、学習内容のレベルが上がる中学生や高校生に対して施設職員が対応することは難しく、そのため学習支援の対象範囲を拡大してほしいという声があがっている。さらに、幼児（年長児）への範囲拡大を望む声もある。

②実施回数、時間調整の問題

決まった曜日、時間で事業が実施されることが望ましいが、施設行事その他の事情により、事業回数が減ることが指摘されている。実施回数の増を含め、学習支援スタッフとの時間調整が課題となっている。

③学習内容の工夫

子供の個性や学習進度に応じた内容や支援方法の工夫が求められ、プログラミング教室など、タブレット学習以外の企画提案もあった一方、宿題だけ見てもらうことを願う子供もおり、子供側の願いや要請、悩み等を聴き取り、話し合いを通して、個々のニーズに応じた事業を進めていくことが課題となっている。

④支援スタッフの問題

学習支援スタッフに必須な条件としては、指導技術とともに、「子供個々の特性への理解・共感」「施設に対する理解」が重要である。これら条件をクリアし、意欲を持っている人材を探すことが難しいとの指摘がある。また、学生の場合、年度末や卒業を契機に担当が変わることも課題となっている。

⑤障害のある子や一時保護児への支援

子供には障害のある子がいたり、一時保護で入所している子がいたり、対象児は多様である。それぞれの子に適した学習支援の在り方について一考を要する。

視点4「その他要望等について」

①要望の内容

実施回数の増加、対象範囲の拡大（中学生・高校生）、指導内容の工夫（宿題への対応、プログラミング学習の実施、自立支援にかかる事業への助成、等）について、要望として「視点3 寺子屋事業の改善」と重複して、記載されている。

また、学習習慣が定着していない子供への学習への姿勢の変化を促進させる指導支援については、学習支援スタッフ・施設側の両方で検討することと同時に、学習支援に伴う種々の相談（子供に関する情報共有、協議）も必要である。

②子供へのアンケート

寺子屋事業を子供の側から評価するという視点について指摘があった。学習面での向上だけで

なく、精神的な側面（意欲や主体性、態度面など）について把握することが重要という指摘がある。

3 寺子屋事業の考察

公益財団法人日本ライオンズは、令和3年度に寺子屋事業のモデル事業を始めて、その後、令和4年度、令和5年度、令和6年度と3ヶ年間の事業実績を整理したが、この3ヶ年間の事業を考察して、「寺子屋事業の成果」と「寺子屋事業の充実への課題」を次として整理した。

(1) 寺子屋事業の成果

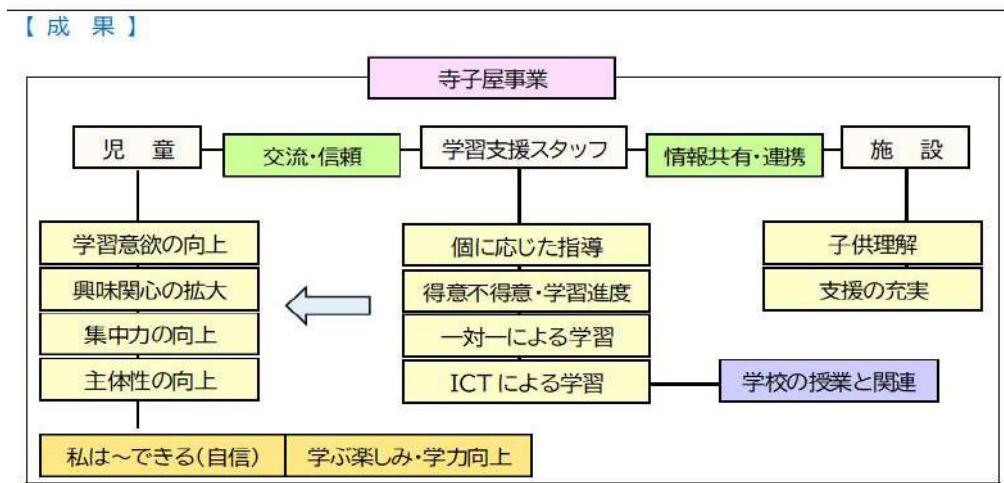
①児童の変化について

- ・寺子屋事業によって、子供達の学習意欲の向上、興味関心の拡大、集中力の向上などが図られたことは大きな成果である。
- ・タブレットを用いたICTの指導方法において、学習の進め方の工夫によって学習に対する興味関心の幅が広がる等、子供達の顕著な成長があった。また、学びたいと意欲を示す子供が増え、対象範囲の拡大という成果を得ている。さらに、学校でのタブレット学習への意識付けも繋がっており、子供達の成長としてあげられる。
- ・特に、一対一による実施形態においては、子供の得意不得意、学習進度に応じた指導が展開された。子供個々の学習理解が進み、興味関心の拡大、学習意欲の向上に役立った。

②施設職員の変化について

- ・施設外部の人達との交流が契機となり子供への理解が深まり、子供との信頼関係が醸成されたこと、「できる子供像」という前向きな姿勢が醸成されたことは大きな成果といえる。
- ・施設職員だけでは補い切れない学習支援を大きく前進させた点で高く評価できる。

寺子屋事業の成果モデル



(2) 寺子屋事業充実への課題

令和7年度移行の事業展開に向けて、次の3点について、事業協同パートナーと共に各児童養護施設の個々の事情を踏まえて事業充実に向けて工夫していきたい。

- ・子供達の実態や特性等を踏まえた学習内容や指導方法の工夫
- ・障害のある子供に対する指導（特性に応じた指導）の工夫
- ・子供達の学習支援当たるボランティアや家庭教師の資質の向上研修の工夫